8部

八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　富田八郎
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　23000
定価　一部五円

合併により助役増員
熊又氏を昇格選任
十月臨時市会

議案第八十七号「八尾市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例」ほか二件を審議する十月臨時市会は去る三十一日に開催され、二議案を原案可決、一議案は委員会付託となり一日で終つた。

今回の市会ではかねてより考えられていた助役を二名に増員する件は全議員の賛同の下に可決された。

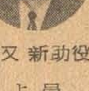

新助役　熊又

助役の増員は合併による事務量の増加と事業の輻輳してきたため、これらの事務を円滑に遂行し、大八尾市建設を一日も早く成し遂げるためである。

今回助役に選任された熊又賢氏は現在までの総務課長であり、今までの市政全般に亘る豊富な経験と、市政に対する熱意に期待をかけられている。

また議案八十八号「教育財産取得の件」（清友学園の取得）については財政委員会に付託され、閉会中も審議を続けられることになつた。「八尾市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例」は原案通り可決された、条文は次の通り。

八尾市条例第一九号

八尾市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例

八尾市役所の位置に関する条例（昭和二十三年条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八尾三四九番地ノ二（旧八尾町役場）」を八尾二七〇番地ノ一」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

八尾市役所（本庁舎）敷地の合筆のため番地を改正する必要が生じたためである。

議案第八九号

八尾市助役選任について同意を求める件

左記の者を八尾市助役に選任しようとするについて議会の同意を求める。

（即日原案可決）

記

住　所　八尾市大字垣内二六五番地
氏　名　熊又　賢
生年月日　大正九年十月二十日
職　業　地方公務員

理　由

合併による事務、事業の輻輳により助役を増員しその運営を円滑にする必要が生じたので、地方自治法第百六十二条の規定に基き、この案を提出する次第である。

人権擁護相談

とき　十一月十六日（水）午後二時ー四時

ところ　八尾市役所

あなたは人権を犯されていませんかすぐご相談においで下さい。

改正された軍人恩給
拡がった支給範囲（続）

恩給法が昭和三十年十月一日から改正されました。この改正の各項目についての解説の前半を前号に掲載しましたが、今号ではその後半を記載します。

八、養子縁組を解消した者に遺族年金を支給する。

戦病者の死亡後、昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月三十日迄の間に遺族以外のものと養子縁組をした配偶者、子又は孫が昭和三十年六月三十日までに離縁し、又はその縁組を取り消しているとき又は失格、失権事項に該当せぬ限り遺族年金が支給される。

九、責任自殺の遺族にも年金と弔慰金を支給

軍人、軍属（元陸海軍部内の文官を含む）が今次終戦際に、軍人軍属である特別の事情のため責任を感じて自殺した場合、援護審査会で、その死亡が公務上の傷病のための死亡と同じであると議決されたときは、その遺族に年金弔慰金を支給されます。

十、六項症以上の軍属の病死にも年金が支給される

軍属が在職期間内に公務上で負傷又は疾病にかかり、第六項疾以上の不具廃疾となり遺族援護法の適用前に病死した場合でも遺族年金が支給されます。

十一、戦争裁判による拘禁者の支給について

戦争裁判で拘禁された者が死亡した時に支給される遺族年金や弔慰金の支給要件が定められた。

十二、旧軍人、旧軍属が普通恩給の最短年限になるまで一年以上七年未満の在職年数も通算されます

普通恩給請求書を提出するには福祉事務所で用紙の交付を受けて退職当時の本籍地にある世話課に直接請求書を送つて下さい。

以上十二項目について要点を記しましたが、なおお判りにくい点があれば、福祉事務所社会係までご相談にお出いで下さい。

また、恩給が裁定された後で住所の変更、本籍の移動、支給郵便局の変更、印章の変更、親権者又は後見人の変更、権利者の死亡、失権などがあれば、すぐに所轄の郵便局へ届けて下さい。

（完）

中小企業年末融資
商工会館へ申込を

商工会館では市内中小企業の年末事業資金の融通を円滑にするため次の要領により斡旋を行います

一、借受人の資格

市内で原則として一年以上次に定める事業を営んでいる中小企業者中資本の額又は出資の総額が五〇〇万円以下並びに常時使用する従業員三〇〇名以下の法人又は個人（但し保証協会において代位弁済中のもの及び金融機関において過去三年以内に不渡処分を受けたものを除く）

❶製造工業（加工修理業を含む）❷商業　❸建設業❹運輸業　❺サービス業❻医業

二、融資金額　使途及び期間

金額　五万円、十万円、二十万円（初回は五万円）

使途　運転資金（債務の弁済に充当するものは除く）

期間　六カ月、九カ月（五万円は六カ月、十万、二十万円は九カ月）

三、融資条件

確実な保証人二名の連帯保証を必要とする。申込金額五万円の場合は相互保証とする。

なおこれらの申込をする場合は府税（地方）事務所の事業税の納税証明書を添付するものとする。

四、返済方法　分割払とする。

五、利率　日歩二戔七厘（別に信用保証料として日歩四厘五毛）

六、金融機関　大和銀行八尾支店

七、申込期間　昭和三十年十一月五日から二十日まで。

八、申込交付場所及受付場所　商工会館商工相談係

整形外科を新設
十一月一日から開設

府下公立病院の先端を切つて当市立病院に十一月一日から整形外科を新設する。医長は阪大清水教授の下で整形外科を専攻した中田学士（近く学位を授与される筈）である。

この整形外科とは骨、関節、筋肉、神経等の疾患、外傷、奇形等を取扱う学問であり、近来自動車事故が著しく増加し、産業の発達による外傷も著しく多い。その他スポーツによる外傷、リユウマチス、四肢機能障害、脊椎カリエス、身体の醜形の整形等近代文明生活の発展につれ益々重要さを加えて来ている。

当病院が他病院にさきがけて整形外科を新設したのは、かかる面から病院の診療内容を充実して市民の要望に応え、且つ近く実現を期待されるレントゲンの深部治療装置、伝染病院の移転と共に名実兼ね備わつた東大阪唯一の基幹病院整備計画の一環である。

八尾市告示第八二号

八尾市消防団条例第二条第二項の規定による消防団の分団の名称及び区域を左記のとおり定める。

昭和三十年十月二十二日

八尾市長　脇田幾松

記

分団の名称	区域
第一分団	旧西郡村全域
第二 〃	旧八尾町の内大字萱振、穴太、佐堂、西郷、東郷、木戸、八尾庄之内及び旧久宝寺村全域
第三 〃	旧八尾町の内大字成法寺、今井、別宮及び旧龍華町全域
第四 〃	旧大正村全域
第五 〃	旧曙川村全域
第六 〃	旧南高安町全域
第七 〃	旧高安村の内大字万願寺を除く全域
第八 〃	大字福万寺、上之島、万願寺、山本、中野、小坂合

選挙人名簿の縦覧
5日から19日まで

皆さんのご協力によりまして昭和三十年九月十五日現在で調製の基本選挙人名簿が出来ました。

皆さんの氏名がもれたり間違つていたりしていないかを確かめるため、昭和三十年十一月五日より十九日まで十五日間毎日午前八時三十分より午後五時まで、当市選挙管理委員会事務室（市役所内）に於て名簿を皆さんに見て頂きます。

若し記入洩れや間違いがありましたら期間内に申出て下さい。

なお詳細は委員会にお問合せ下さい、電話にても結構です。

庁舎一部移転

一、福祉事務所と水道課は安中元国警庁舎内に
一、広報課は十一月一日より同月二十八日まで三階議事堂へ一時移転し、その後一階北側に移転の予定
一、税務課は十一月四日より別館西側に移転
一、選挙管理委員会、経済課、会計課は十一月十九日より十一月中旬まで一階北側に一時移転

十一月一日

八尾市役所

お米屋の登録替え
12日までに手続を

お米屋さんの登録替えは毎年五月と十一月に消費者が自由に行えることになつています。現在配給をうけているお米屋さんを替えたい方は手続をして下さい。

◎十一月十日、十一日、十二日、の三日間、市役所経済課又は各出張所で、登録変更手続きをすれば十二月からお米屋を変えることができます。

（米穀購入通帳と印鑑を持参して下さい）

◎今までの配給代金は全部済ませておいて下さい。

◎この変更手続きは他の人に委任することはできません。

お米屋を変更する希望のない方はそのままで何も手続きはいりません。

なおくわしいことは市役所経済課又は最寄の出張所でおたずね下さい。

希望配給三日分

本年産米の集荷見透しがよいので十一月分から現在の配給日数の外に内地米を消費者の希望に応じ増配することに決定しましたのでお知らせいたします。

なおこの実施要領は次の通りです。

一、開始期日　昭和三十年十一月分から実施
一、希望配給日数　内地米　三日
一、消費者価格　精米十キロ当り　八四五円
一、配給対象　消費世帯用、生産世帯用、旅行者用等の主要食糧購入通帳により配給を受けている消費者
一、配給基準量　現行年令別配給基準量による。

指定外米及び外米の銘柄別配給品目は次のとおり予定されています。

（イ）指定外米はイタリー米
（ロ）外米はビルマ米

なお希望配給日数は内地米三日となつています。

11月分の米の配給

十一月分の家庭用米の配給は次の通り十五日分です。

第一回	内地米	三日
〃	外米	二日
第二回	内地米	三日
〃	指定外米	二日
第三回	内地米	二日
〃	指定外米	三日

税率と徴収方法変る（1）
改正された地方税

先般の地方税法の改正により、課税の公平・合理化と税務行政の事務簡素化に重点をおいて、去る九月市会に上程、可決された市税条例一部改正中、市民の皆さんにぜひ知つていただきたい点をわかり易く解説しましよう。

まず総則の中「納付又は納入の委託」は、市税を現金で納付できないときは、市長が定める有価証券（小切手・手形等、ただし最近に取立が確実と認めたものに限る）を徴税吏員に渡しその額面金額で市税を納めることを依頼できるようになりました。しかしこの場合、その有価証券の取立が完了し市税が納入されるまでは、領収書は発行せず。納付又は納入受託証書を渡します。それ故、その委託を受けた市税が納期限或は督促期限を過ぎているときは、延滞金や延滞加算金は取立て完了の期日まで計算して同時に徴収します。また取立てに要する費用は納税者が負担することになつています。

ただその委託を受けている間は、その金額によつて納められる市税に対する督促や滞納処分はしません。

但し徴収猶予の取消のあつた場合等で納付や納入の委託をお断りする必要があると認められたときは、証券をお返しすることがあります。

次に過納、誤納又は法人等の中間申告による納付額が確定申告により過納となつたときの過納金をお返し又は未納額へ充当する場合過納又は誤納の金額百円（百円未満は切捨て）につき一日三戔の割合で、過納又は誤納になつた翌日からお返し又は未納額へ充当する日までの日数を乗じて計算した還付加算金を過納金に加えてお返し又は未納額へ充当することになりました。そこで延滞金、延滞加算金も日歩四戔から三戔に下りましたが、これらの徴収は従前通り厳重に行いますからぜひ共納期までにお納め下さるようご協力を願います。

以上の日歩三戔の実施は、本年八月一日からでそれまでの分は今迄通り日歩四戔で計算します。

市民税 は、個人の市民税の特別徴収（毎月の給料より分割徴収する方法）の範囲が今迄より拡げられました。従来は特別徴収する市民税は給与所得についてだけで、同一人で他に所得（農業・営業・不動産・利子所得）がある場合、別に普通徴収として令書を発行し、一年四期に分けて徴収していましたが、明年度からは給与所得以外の所得も合算して、市民税総額を別特徴収します。しかしこの場合にも、給与所得者が六月三十日までに本人又は特別徴収義務者（給料より市民税を差引いて支払う者）を通じて、別に定める様式により給与所得以外の所得についての所得割額の全部又は一部を普通徴収方法で徴収してほしいとの申出があれば本人の希望通り普通徴収することになつています。これは特別徴収を依頼する通知書にくわしく記載しますが、給与所得者で給与所得以外の所得のある方は特にこの点にご留意下さい。

（以下次号）

砂利の盗用お断り

八尾土木出張所と市土木課では各地区の道路補修に砂利や砂を散布しているが、これを最近付近の心なき人達が悪気ではなく、自家の玄関や庭などに散布するため折角の砂利が盗用されるものが多く、たとえ、一人がバケツ一杯ずつでも度重なるとたちまちトラツク一、二台分が無くなり、苦しい予算で購入しているため仕事の上で支障が起る場合が非常に多く今後このような時は、その地区の散布は一時取止める場合があるので、是非市民のご協力を願いたいものです。

なお久宝寺地区にあるコンクリート製の砂利の蓄積函があり、これを使用せねば取りはずしてほしいと申出でがあつたが、土木出張所では、今までは利用しようと思つて蓄積している砂利を付近の人たちに持帰られるため、今後このようなことのないように特に市民の方々の協力を願いたい旨の申出でがありました。

年賀はがきの予約受付始まる

今年の寄付金つきお年玉年賀葉書の発行枚数は五億で全国の郵便局へ割当てられ、八尾郵便局への割当は五十二万枚である。同局では昨年早期に売切れとなり迷惑を感じた市民のあつたことを考慮して今年は今から早手廻しの予約申込みを受けている。

お年玉の賞品は次の通りとなる予定である。

特等	電気洗濯機
一等	自転車
二等	毛布
三等	毛糸
四等	体温計
五等	切手シート

人事異動

（カツコ内は前職）

命総務課長　主事　桑内武一（経済課長）
命秘書課長　主事　堀井俊一（監査室長）
命広報課長　主事　三上幸寿（市会事務局次長）
命戸籍課長　主事　増田歳一（南高安出張所長）
命経済課長　主事　片岡哲舟（久宝寺出張所長）
命徴税課長　主事　梶本俊治（龍華出張所長）
命福祉事務所長　主事　片岡英一（秘書課長）
命商工会館長　主事　中川弘（商工相談係長）
命山本出張所長　主事　富田八郎（広報課長）
命龍華出張所長　主事　庖丁博（人事係長）
命久宝寺出張所長　主事　山下好太郎（商工会館長）
命高安出張所長　主事　大東俊夫（会計課）
命南高安出張所長　主事　杉本亀次郎（会計課）
命曙川出張所長　主事　関誉太郎（福祉事務所長）
命監査室長　主事　滝沢徹次（山本出張所長）
命選挙管理委員会書記長　主事　南野一男（戸籍課長）
命総務課勤務　主事　鷲尾霊煥（曙川出張所長）
命総務課勤務　主事　津村孝次（高安出張所長）
解兼徴税課長　主事　福永与市郎（税務長兼徴税課長）
（以上十一月二日付）

入選作（全ロコンクール参加）しめ切十二月二十日、発表二月

たばこは市内の店で、ちょつとした心遣いで市に協力

第八回文化の日
功労者四十七氏表彰
自振委など四團体も

十一月三日の文化の日を記念して当市では市職員十二名、一般市民十八名、二団体の表彰式を午前九時より議事堂にて開催し、市長よりそれぞれに授賞された。

なお挙式後、産業経済新聞、大阪新聞両社の最高顧問塩沢元治氏の時局に関する講演があり、来会者に多大の感銘を与えた。

なお当日市教育委員会でも議事堂にて同時に南高安小学校長田中吉治郎氏など十七名と二団体の表彰式を併せて行つた。

表彰者の氏名は次の通り。

一、表彰職員

土木課	中村 清
経済課	西川 正和
広報課	西辻 正豊
商工会館	中川 弘
秘書課	中宮 澄子
選管委事務局	本多 秀治
消防署	香西 稔
福祉事務所	松谷 利郎
市立病院	本永 正之
市会事務局	今西 昇
水道課	村口 義民
徴税課	市森 營

二、一般表彰者

村井 信逸　遺族会長として遺族の慰藉と激励に常に東奔西走し、その厚生の方途と福祉の向上に永年尽すいした功績は大である。

西岡三四郎　人格崇高で永年保護司として青少年の保護育成に全力を傾注し社会福祉の増進に尽すいされると共に郷土史の研究に常に意を注ぎ、八尾市文化向上に寄せる功績は大きい。

上田 由松　人権擁護委員として懇切丁寧なる相談によりその徳望高く、運営の実を挙げている

板谷 辰子　多年民生委員、保護司として保護家庭の観察や青少年の補導に尽すいし、地域社会の浄化に貢献した功績大である

天野作太郎　永年民生委員の職にあり、民生安定に尽すいし、現に八尾市民生委員協議会長並びに社会福祉協議会会長として各部会の連絡、地域社会の問題の解決に努力を傾けている。

吉田 英夫　常に学校と緊密なる連絡をとり、学童の保護育成に努め、特に不就学児童の指導還元に尽した功績大である。

玉島 照波　戦前戦後を通じ婦人運動に参じ特に戦時中にあつて食生活の改善の指導に尽すいし、強力に婦人活動を高揚し婦人団体の育成に功績がある。

斎藤 捨松　八尾工業会創立より常任幹事となり、また八尾商工会議所創立するや専務理事に就任し、会務の運営に労働行政の運営に寄与し商工業発展向上に尽すいした功績大である。

辻井幾太郎　篤農家
中務 貞二　市政全般に協力したり功績顕著である。

高井保太郎　〃
結城市太郎　〃
井上 義一　〃
竹上八十郎　〃
角野平太郎　〃
瓦谷 信三　〃

青木 豊隆
田中 政治　八尾市小阪合地内に大阪府住宅協会の共同住宅誘致に私事を忘れ献身的努力を傾け、本市発展のため尽した功績により感謝状を贈る。

大阪府未帰還留守家族会八尾市支部　本支部は昭和二十六年十二月結成以来、留守家族相互の緊密な連絡を図り、同胞救出に適切なる運動を行い、また留守家族及び帰還者の実態調査、特に引揚者定着後の援護職業のあつせん等の労をとり、会員一致団結し運営のよろしきを得ている感謝状を贈る。

八尾市自治振興委員会　昭和二十六年五月結成以来、市の民間広報の勤めを果すと共に積極的に市政に協力した。全国広報研究会でも優良ケースとして激賞されている。

昭和三十年度 教育委員会表彰者

一、表彰規則第一条第三号該当表彰者（順序不同）

山本	小	教諭	池田 茂
用和	〃	〃	佐々木勇雄
龍華	〃	〃	清水 良一
安中	〃	〃	林 兵助
南高安	〃	校長	田中吉治郎
中高安	〃	教諭	畑中 コウ
北高安	〃	〃	一井恵耶須子
八尾	中	〃	辻尾 篤三
〃	〃	〃	隅田 三郎
大正	〃	〃	早田 祐嗣
成法	〃	〃	皆見 皓三
南高安	〃	〃	矢井田憲雄
曙川	〃	校長	三宅 常市
教育委員会事務局		嘱託	植嶋 静子
〃		〃	小都 稔
北高安	小	使丁	井堂 平蔵
龍華	〃	〃	太田 徳松

二、表彰規則第三条該当表彰者

1、八尾市南高安中学校女子ソフトボール部

2、八尾市体育連盟（会長植松鉱吉）

なお同連盟は文部大臣、財団法人日本体育協会々長からも表彰を受けた。

大阪府より表彰
本田、戸村両氏

青少年を社会悪から守るために「青少年指導員」が生れてから三年になるが、府と市の教育委員会府青少年問題協議会が協議し、青少年指導員、優良母親等の表彰を行つたが市では次の二氏が受彰された。

本田淳信（33）　僧侶

氏が青少年指導員となつてからは各指導員との連絡を密にし、指導の事例について互に意見を交換することに力を注がれた。また指導にあたつては自己を犠牲にし、特に青少年の余暇の善用に尽力された。

戸村志津子（42）　和裁教授

夫が昭和十六年八月応召、ニューギニア島で戦死された。夫の応召当時五才であつた長男と胎内にあつた次男の養育につとめてきたが、昭和二十一年三月の大阪大空襲を受けて以来、現住地に移り日夜生活の困窮と闘つてこられたが近所の方々から和裁の力量を認められ、附近の娘さんから教えを進められるなど世間の風評もよく真面目で立派な母である。

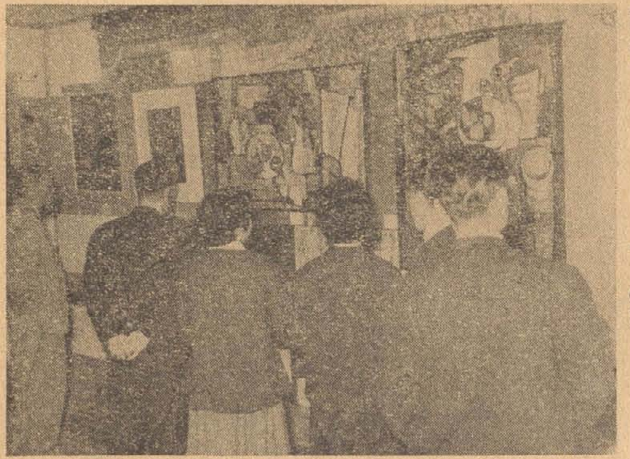

商工会館二階に展示の油絵に見いる人たち

地区の声

薬品散布の連絡

（問）衛生課で行つている殺虫剤散布を事前に委員へ連絡下されば特に不潔な箇所の指示に好都合です。（八尾第二地区）

（答）誠に結構なご趣旨と思います。全地区自振委の意見として申出下されば、そのように制度を採り入れたく思います。（衛生課）

駐在時間の延長を

（問）近鉄八尾駅前商工会館内、巡査派出所の巡査駐在時間を深夜まで延長されたい。（八尾第二地区）

（答）要望にそえるよう初発から終電車までの間 配置して います が、正式の派出所でなく臨時的に商工会館の好意により駐在していますので、会館の承諾があれば延長します。（八尾警察署）

市費で井戸堀を

（問）防火用水確保のための井戸堀に要する全費用の支出を要求します。（曙川地区）

（答）市内既設防火用井戸は農家の灌漑用を兼ねたものがその大半をしめています。防火用井戸を設置する場合は防火用水の不足している地域で消防水利として使用に便利な地点に、湧出量一分間二百ガロン以上あるかなどを調査し、有効と認めたものは協議の上他と兼用する場合は費用の一部を支出しています。曙川地区は予算化次第設置するよう計画しています。（消防署）

交通標識の復活を

（問）**1**、庄ノ内四ツ辻は交通がはげしく非常に危険なので以前掲げていた交通標識を復活して掲げてほしい。警察に人手のない時は資材があれば、労働は自治振興委員で考えますから至急にお願いします。

2、松本養鶏場及び河内運送所有の三輪車は何時もフルスピードで走り危険でならない。厳重に取締ると共に注意を与えてほしい。（八尾第一地区）

（答）**1**、庄ノ内四ツ辻の交通標識は八尾交通安全協会と連絡して至急に修理し、交通安全を計りたいと思います。

2、両店に対しては責任者に任意出頭を求め十分注意するよう警告しました。（八尾警察署）

標柱の書き替え

（問）平野川沿岸の「河を愛しましよう」の三角柱は文字も消えて何の標柱かわからなくなり、また「塵埃」を捨てる人が増え、心あるものは案じている。一日も早く書き替えて建てて下さい。（竹渕地区）

（答）現在府下全般に亘り河川愛護標柱の内文字の不鮮明なものを調査中で、調査終了後一括して書替えることになつています。（大阪府広報課）

主要道路は市道に

（問）南高安地区の主要道路を市道に準じて取扱つてほしい。道路工事の対象は巾員四米以上と聞くが当管内では四米未満でも主要道路となつている。特例として市道扱いを願いたい。（南高安地区）

（答）現在巾員四米未満でも市道に変りがないので、道路補修はいたしますが、道路拡張及び路側工事を行なう場合は出来上り巾員四米以上の線は変更出来ません。（土木課）

公民館主催の行事

第二回八尾市展

文化の秋を飾る第二回市展は十月三十日絵画の部から商工会館を会場にしてその蓋が開かれた。集つた作品は七十点、その何れもが大作である。

書道の部は十一月三日から七日までの五日間、公民館で、また写真は四日から八日まで商工会館で開催中で、表装も新しく風格ある作品が揃つて出展されている。

更に菊花の部は八尾天満宮の境内で三十数花壇の館を新設して八尾市菊友会が中心となつて市長自らの出品を始めとし、多数の人たちがその研を競つている。

この菊花は九日までの会期が予定されているが、三日の品評会当日は稲益宗誉師の奉仕の点茶が社務所で行われた。

市展授賞式

十一月三日市庁三階会議室でとり行われた。

栄誉ある授賞者は次のとおり。

絵画の部
特選　三木義尚　藤井 浩
奨励賞　池田克子　綴織省吾　柴谷吉宣
佳作　藤田和代、朝平久代、畠中宏、長明セツ子、飯田祐子、飯田晃子、井上湶子、中上道夫、田中勇実

写真の部
特選　山口 一、福本久男
奨励賞　矢島信生、南野英善、小川重雄、渡辺善作、児島祥浩
佳作　吉田次良、結城忠雄、杉本亀次郎、柳川三夫、川本昭一、岸畑健次郎、石本繁昭、倉重しげ子、小島仲彦、島野俊夫、岩田、樽本勝、蔵本、増田利夫

書道の部
無審査　西村吟翠、辰巳祥春
特選　江端美智子、畑内善子
奨励賞　森田泰子、奥田伊子、中原のぶ子
佳作　南野竹仙、吉原政子、尾野田浄、秋田加波代、佐和匡

児童文化祭

十一月三日の児童文化祭は正午から八尾小学校で開かれた。

今年は音楽芸術中心の文化祭で全市児童代表約千二百名が出席したが主なプログラムは次のとおりであつた。

児童二部合唱　八尾小学校児童有志　指揮中村直克、伴奏太田方子
曲目　虫の声、こだま、つりのおじさん、いもうと
ピアノ独弾　トルコマーチ　山本小　寺田 貞子
ピアノヴアイオリン合奏　メニユエツト ト調　山本小　寺田 貞子　花岡 康子
童謡新筝曲指導　谷井 蔵賓
鳴物　八尾幼稚園有志
琴　竹中美那子、中西郁子、田中順子、五十嵐敏子、谷井蔵嗣
ヴアレー　田植乙女ほか　八尾公民館友の会（指導山内淑子）八尾バレー学園（指導浜渦静子）

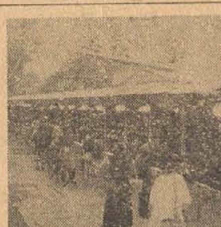

天満宮での菊花展

芸能文化祭

なお芸能文化祭は十一月五日正午から八尾小学校で次のプログラムで開催される。

ピアノ　七川 昭子
ヴアイオリン　ベートーベンロマンス　深津 康子
小唄　女役者、雀の子　田村吉由喜
日本舞踊　八千代獅子　山村しげみ
黒田節ほか　西崎 緑翏
青海波　山村しげ弘
新筝曲　谷井蔵賓社中
千鳥の曲、三の民謡調
バレー　八尾バレー学園　指導　浜渦 静子

養老院へ寄贈を感謝

市立養老院に左の方々から次のように金品の寄贈がありました。紙上を以て感謝します。

一、カステラ50袋	安中	川内牧太郎
一、石鹸チリ紙各5組	植松	浦野 武雄
一、ぶどう一箱	植松	島田 利一
一、菓子類50個	〃	池辺美津子
一、洋かん類44個	穴太	森田 耕輔
一、箸88組	西郷	角田 静子
一、タオル44枚	植松	田中誠三郎
一、キヤラメル50個	〃	称念寺子供会
一、歯ブラシ60本	西郷	友永 一夫
一、雑布42枚	〃	木村 鉄
一、飴88袋	〃	用和婦人クラブ
一、金千八百円（右は毎月三百円宛六カ月間継続して寄贈）	植松	日高 誠一
一、金二千五百円也		亀井保育所母の会

市議会委員会報告

財政総務委員会

議案第七十八号「八尾市税条例中一部改正の件」は地方税法改正に伴い、本市も市税条例改正の必要があり、結局市民税としては十三%が五%と多少の 改正は あるが、これは所得税の基礎控除扶養控除が引上げられたため増税にはならないと思うし、国としては各市町村ともその改正をしたものとして地方交付税を算定されることになるため止むを得ぬ処置と認めた。

また第四十八条の改正では給与所得以外の所得は所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法ですることも市民への周知徹底方を要望して承認した。その他の点については法律改正による用語の改正のため原案を承認した。

次に議案第八十四号「一般会計補正予算」中二〇万円は前選挙管理委員会書記長に対する特別報償費であり、以前希望退職者として申出でたる時公務繁多のため延期させたもので当然支払うべきものを計上したものであるとの説明あり審議の結果これを承認した。

又市税一三〇〇万円の追加は審議の結果適切と認めた。

文教委員会

議案第八十四号「昭和三十年度一般会計補正予算」中教育費補正額は一三、八一九、四三五円でその内訳は人件費 三〇七、六三五円、需用費七一一、八〇〇円、営繕費五〇万円、研究費一六〇万円事業費一〇七〇万円で人件費は中小幼職員の給与費の市費負担額、需用費は各校の消耗、燃料、備品、食糧の諸費の追加分である。

営繕費は八尾小講堂や各学校の必要止むを得ぬ修繕のために計上したものである。

また教育研究費は教員五百二十名に対する一人当り三千円の研究手当と研究員の視察旅費である。

なお教育事業費は今回国庫補助内示のあつた成法中学校四教室百三十坪の工事費と合併地区の新設中学校建設用地の買収費七〇〇万円を含めたもので審議の結果財源面とも考慮し 適当と認めた。

また今回の補正に関連して教育費の増額が論議されたが、これは市内各校PTA及び地元よりの陳情書と嘆願書などの処理方法についてであり、PTA連合会からの分に関してはPTA、校長会、教職員組合などの六万人の署名に基ずく「教育費の増額嘆願」であり校舎の問題等についても来年度は四校は二部教授の止むなきに至る現状で、この解決が急がれている。

この際教育債の発行も考慮されればならないので先進都市の現状を調査中である。本委員会としては競馬、競輪の事業収入の全額を教育施設費に充当することを要望するものである。

消防委員会

議案第八十四号「一般会計歳入歳出補正予算」中消防費一、一二二、八九五円は消防署費約四〇万六千円と消防団費約七一六、〇〇〇円であり、消防署費は夏期手当の不足分と管内で一番水利の不便な曙川地区に応急的の処置として防火井戸六カ所を設置するための補助金である。委員会としては六カ所の井戸で十分とは思われず、万全の処置を取るよう要望した。

また合併地区に消防出張所の設置と火災報知機設置の必要を覆したところ、山本出張所の強化で十分であり、出張所設置することは勢力の分散になり弱体化の恐れがある。また火災報知機は、人口二十万以下の都市では利用も少いとのことで一応了解した。

消防団費については、人員の増加に伴い、制服及び公務災害補償協会などの負担金の増加分である団制服については不満の声があるので今後の支給品について、このようなことのないように要望したものである。

執務時間の変更

左記の通り勤務時間が変更されましたのでご了承下さい。

記

一、期間　自昭和三十年十一月一日　至同三十一年三月三十一日

一、勤務時間　午前九時より午後五時十五分　但し土曜日は正午まで

職員の休憩時間は正午から午後〇時四十五分までとする。

八尾市役所

愛の鐘を親子会で

久宝寺地区の青空クラブ子供会は、青少年の夜遊びを防ぐため毎夜十時に、久宝寺御坊の釣鐘を鳴らして来たが、こんどこの運動をより徹底さすため、久宝寺地区の「親子会」が同地区内にあるお寺の鐘を借り、毎夜十時に一斉に鳴らすことになつた。

新潟市へ見舞金

○…久宝寺地区の親子会では新潟市の大火被災者の見舞金として、三千五百六十五円に激励文を添えて市役所へ届けられた。この見舞金は同会の子供達が自分達の学用品や小遣いを節約して持ちよつたものである。

○…大正中学校の職員・生徒全員が醵金し、新潟市の大火に被災した生徒達の学用品購入に少しでも役立ててもらうようにと、三千七百二十七円を福祉事務所へ寄託された。

○…久宝寺三津の丸音撚糸株式会社の社員一同が衣類二十点。

○…久宝寺三津の高村悦子さん（二十六才）は衣類三十六点・雑誌六冊。

南高安中学校
ソフトボール大阪府代表に

近畿中学校女子ソフトボール大会に出場の大阪府予選が、去る十月二十二日より四日間藤井寺球場で開催され、市立南高安中学校が強豪南陵中学を1A対0にて破り優勝した。

なお近畿大会は来る十一月十三日中モズ球場にて開催され同校チームが大阪府代表として出場することに決定した。

家庭教育の体験談十名入選

かねて募集中の「家庭教育の体験談」は多数の応募者があつたので十月廿四日審査の結果次の方々が入選された。

入賞（市長賞）（佐堂）森本茂子（42）（大正住宅）井上滋子（35）（郡川）古橋まさの（42）（庄ノ内）上村 節子（34）（安中）中山 房枝（47）

佳作（記念品）（福万寺）徳永笙子（植松）黒川貞（佐堂）沢井恵美子（西郷）角田静子（植松）加藤東洋

四行案内

新切手　十円歌麿作の美しい新切手十一月一日から売出し、枚数に限りあり、早くお買求めを　八尾郵便局

新切手　第十回国民体育大会記念の美しい五円切手売出中、枚数少なし、早くお買求めを乞う　八尾郵便局